

うさぎナースケア南草津 運営規定

【医療保険】

(事業の目的)

第1条 株式会社うさぎメディケア（以下「事業者」という）が運営するうさぎナースケア南草津（以下「事業所」という）において実施するこの事業は、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な職員及び運営管理に関する重要事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2. 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適当に行い日常生活の充実に資するようにするとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
4. 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（大津市条例）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業所は、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な事業の提供を行う。

2. 事業の利用者は、法に規定する後期高齢者医療受給者又は医療保険各法に規定するものであって主治医が指定訪問看護を必要であると認めた者とする。
3. 事業所は、事業を提供するにあたっては、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という）によってのみ事業を行うものとし、第三者への委託によって行なわない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：うさぎナースケア南草津
- (2) 所在地：滋賀県草津市南笠東4丁目 8-68CASA 岡田 203

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 人（常勤）
管理者は、事業が適切に行われるように管理・統括し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 人以上（うち 1 名は常勤職員）
看護師は主治医の指示書と訪問看護計画書（以下「計画書」という）に基づき事業を提供し、実施事項等を訪問看護報告書（以下「報告書」という）として作成する。
（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が事業を実施している利用者については、計画書及び報告書は看護職員（准看護師を除く）と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連携して作成する。）
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。
指定訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。
- (2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供日・時間及び連絡体制：サービス提供日およびサービス提供時間は、営業日および営業時間と同じとする。但し、24 時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制を整備する。

(指定訪問看護の提供方法)

第7条 事業所が行う事業は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適当に行うことを目的として、次のとおりとする。

- (1) 看護師等は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した計画書を作成し、その主要な事項について、利用者又はその家族に説明を行う。計画書は利用者の同意のうえ交付する。
- (2) 計画書に基づく事業を行う。

- (3) 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書の作成を行う。
- (4) 必要に応じて保健医療福祉サービスと連携する。
- (5) 事業所が行う事業は、看護師が居宅を訪問して行う訪問看護であり、1回の訪問時間は原則30分から1時間30分以内とする。

(指定訪問看護の内容)

第8条 提供する事業内容は次に掲げる通りとする。

- (1) 訪問看護計画書等の作成
- (2) 状態の観察
- (3) 身体の清潔援助
- (4) 褥瘡の処置及び指導
- (5) カテーテル類の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 栄養に関する援助
- (8) 排泄に関する援助
- (9) 療養環境の整備
- (10) 家族への介護指導及び介護支援・相談
- (11) ターミナルケア
- (12) 認知症患者の看護
- (13) その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理

(緊急時における対応方法)

第9条 事業の実施中に利用者に病状の急変及びその他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料等)

第10条 利用料は、基本利用料（健康保険）及びその他の費用（実費）とし、利用者から徴収する。基本利用料として利用者から支払いを受ける額は、法で定める額及び保険各法で定める額とする。その他の費用は差額費用及び実費負担からなる。

2. 事業を開始するにあたり、あらかじめ利用者又はその家族に対し、費用の内容及び金額について説明を行い、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3. 差額費用として次の額（税込価格）の支払いを受ける。

用項目	摘要
-----	----

サービス提供時間の延長 (長時間訪問看護加算対象外の時)	1,430 円／30 分	営業時間内でサービス提供時間が 90 分を超えた場合
営業日以外の日の指定訪問看護	1,100 円	利用者の選定（そのつど）

4. 以下の料金は利用者の実費負担として次の額（税込価格）の支払いを受ける。

死後の処置料	指定訪問看護と連続して行われた場合のみ	11,000 円
キャンセル料	利用者がサービスの利用を中止する場合、事業の利用の中止を前営業日までに通知することにより、料金を負担することなく事業の利用を中止することができる。利用者の都合による、当日キャンセルはキャンセル料が発生する。（但し、緊急入院等によるキャンセルは除く）	1,100 円
週 3 回を超える指定訪問看護 (回数制限のある方)	60 分	6,120 円
	30 分	3,060 円
入院当日の訪問	60 分	6,120 円
	30 分	3,060 円
コピー代	利用者希望により、複写した場合	10 円／枚

5. 事業所は、利用者より基本利用料、その他の費用(個別の費用ごとに区分)の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収証を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 事業所が行う通常の事業の実施地域は、大津市のうち瀬田（大萱、大將軍、萱野浦、大江 1～3 丁目）瀬田東、瀬田南、桐生、青山、田上：中学校区で記載、草津市全域、栗東市全域とする。

(衛生管理等)

第 1 2 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第 1 3 条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは

照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3. 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故処理)

第14条 事業所は、事業の提供に際し、利用者に事故が発生した場合、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族、医師等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
3. 事業所は、事業所の責任において賠償すべき事故が発生した場合には、その損害に対し、利用者に損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年2回
2. 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
 3. 事業所の従業者は、利用者の家族に事業の提供をさせないものとする。

4. 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管するものとする。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)
5. 責任者を管理者とし、利用者の人権擁護、虐待防止等の為、職員に対し研修の機会を確保する。
6. 非常災害時の発生時は、事業を継続する事が出来るよう、関係機関と連携し協力することが出来る体制を整備する。
7. 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者とその他職員は、次の各号の反社会的のいずれにも該当しないこと。また、関係を有しないとともに事業所はその運営について支配を受けてはならない。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋
 - (6) その他反社会的勢力
8. この規定に定める事項の外、運営に関する事項は株式会社うさぎメディケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和6年8月22日から施行する。

附則 この変更規程は、令和7年4月15日から施行する。

附則 この変更規程は、令和7年5月20日から施行する。

運 営 規 程 (医 療)

うさぎナースケア南草津

《指定訪問看護ステーション》